

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、こういう職権という形で委員会が立てられ、お経読みがされようとしていることに、まず抗議をさせていただきます。

早速質問させていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

御記憶にあるかと思いますが、私も国会で質問しましたが、ドイツでは、二〇〇三年にハルツ改革というのをしまして、日本の今回の派遣法と同様に、派遣の上限期間を撤廃したわけですね。その結果、どういうことになったか。

ここにグラフがございますように、二〇〇三年から二〇〇八年にかけて、三十三万人だった派遣労働者が七十九万人に、たった五年間に倍増したわけですね。派遣上限期間を撤廃すると派遣労働者は爆発的にふえる、こういうことをドイツは実証した。

その結果、二〇一二年に、ドイツでは、これは大変なことになった、派遣労働者、貧困な若者がふえ過ぎた、ワーキングプアがふえ過ぎたということが問題になって、再び、一年六カ月の上限を入れようということ、方向性を提示したわけであります。このことを国会で私は昨年秋に質問しました。

それを受けて、今回、塩崎大臣はわざわざドイツまで行って当時のハルツ改革の担当大臣と会ってくださったわけですね。ここに写真が出ております。九ページ。

それで、私も、ああ、よく行かれたなと思ひまして、二時間、昼食をとって話をされたということですから、大臣が話をされたんですから、当然議事録があると思います。それで、議事録を出してくださいと言ったら、議事録がありませんと。

ドイツのハルツ改革がどうだったかというのは、これはもう本当に今回の法案審議でも重要だし、日本の国民みんなが知りたいがっているわけです。なぜ上限期間を撤廃したら二倍に派遣労働者がふえたのか。恐らくそういう議論をされたと思います、二時間の中で。それで議事録を出してくれと言ったら、議事録がありませんと。

それで、出てきた議事録が、何と、十ページ目、「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」

いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれていますわけですからね。どんな議論をされたんですか。

○塩崎国務大臣 今の山井議員のお話を聞いていると、御存じじゃない方は、私が山井議員に言われてドイツに行ったかのようになっていますが、全くそんなことはございません。

今回のメーンの目的は、第四回日独高齢化シンポジウムに参加をするために、これは田村大臣のときにもう既に受けていたんですけれども、それで、私は、去年の十一月に東京でお会いをしたときに……（山井委員「端的に教えてください。そんなこと聞いていませんから」と呼ぶ）いや、全く不正確なおっしゃって、皆さんにそれが刷り込まれるとまずいものですから。

そういうことで、そのシンポジウムに参加するのが目的でありました。

当然、実はバルトケ議員と昼飯を食いましたが、スタートは、今回はこの第四回日独高齢化シンポジウムで参りましたと。そこから高齢化の話をたくさんしました。御存じのように、ドイツは日本と同じように介護保険を持っています。この話がやはり一番多かったし、それから、私のホームページにも書いてあるように、年金の問題、つまり社会保障全般の問題ももちろんありましたし、そのときは、たまたまイギリスで王女が誕生したというようなことでそういう話もしましたし、もうあらゆる話をしたわけでございます。

その中で、ちょっと訂正をしなきゃいけないのは、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であったバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違いでございます、大変失礼しました。彼が連邦議員になったのは二〇一三年、おとしでございました。彼は州のレベルの職員をやっている、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があった時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思い

ます。

それで、この方はもともと弁護士でありまして、いろいろなことがあって、なおかつ、この方は日独議員連盟の副会長であり……(山井委員「関係ないことはいいですよ」と呼ぶ)何の話をしたかと言うから答えているんですから、聞いてください、黙って。(山井委員「短くていいです。端的に」と呼ぶ)いや、いろいろたくさん話したものですから、いろいろたくさん話さないで、何を話したかわからないじゃないですか。

だから、日独議員連盟の副会長もされている方で、日本については大変造詣の深い方でございました。ですから、城内代議士の話まで出てきて、よろしくなんということも言われたぐらいでありました。

その中で、ハルツ改革についても、実は私はシュレーダーファンでありまして、ハルツ改革というのはすばらしいなというふうに思って、シュレーダーさんと私は、一昨年の十二月にシンポジウムにも一緒に出させてもらったことがあります。学ぶところがたくさんある改革だなというふうに思っております。

私は、そのときに派遣の話が入っているということは知りませんでした、それは山井先生に教えていただいたメニューであって、むしろ我々は、失業給付の期間を短くする、額も減らす、そういうようなことをよくSPDのような、労働組合をバックにされる政権ができたな、やはりシュレーダーさんというのはいすごい人だなというふうに私は思って、感銘を受けたのを覚えているわけでありまして。

それで、たくさんのお話をした中で、ごく一部であります、ハルツ改革というのは、シュレーダーさんはいすごい人ですね、私も尊敬する政治家の一人ですということでお話をしたわけでありまして、本当は今の労働・社会大臣にお会いをする予定だったんですが、残念ながら、キャンセルになってしまいまして、お会いできなかったもので、大変残念だったわけでありまして。

そういうことで、いろいろなお話をしました中で、ハルツ改革も、一部でありましたが、お話をしたところでございます。

○山井委員 この議事録、あるはずですが、大臣が公式に訪問して、議事録がないなんてことはあり得ませんから。これは理事会に提示してください。委員長に要求します。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○山井委員 それでは、もう一点に移ります。

今回、一つ、私たちが審議に応じられないと言っている大きな理由は、厚生労働省の担当者が派遣法を早期に成立させないと大量の失業者が出るという虚偽のペーパーを国会議員にばらまいた、こういう大事件が起こっているわけです。その実物はここにあります。

塩崎大臣、この虚偽のペーパー、「予想される問題」「一〇・一問題」「大量の派遣労働者が失業」、このペーパーは厚生労働省の公式なペーパーですか。

○塩崎国務大臣 これは、何度ももう御説明申し上げておりますけれども、担当課が法案説明などで議員に呼ばれたときに、その際に、施行日のことについて聞かれる場合に適宜使っていた補足資料として作成されたものなということで、当時の厚生労働省の、これは去年の冬ぐらいだろうというふうに思いますが、厚労省の公式な見解ではなく、担当課が説明に回るときに、必要な場合に使っていたペーパーだというふうに理解をしておるところでございます。

○山井委員 公式な見解じゃないペーパーをどうして配っているんですか。

では、大量の派遣労働者が失業するというこれは、厚生労働省の見解じゃないんですか。

厚生労働省の見解ではない、この法案が早期に成立しなかったら派遣労働者が大量に失業する、そういう厚生労働省の見解でもないペーパーを担当職員が国会議員に配って施行日の説明をして、許されるんですか。この大量の派遣労働者が失業するというのも厚生労働省の見解じゃないんですか。

○塩崎国務大臣 山井先生も与党であったときがあったはずでありまして、役人の人たちがどういうふうな資料を準備して説明に回って、まあ、使う場合もあれば使わない場合もある、各種資料を複数枚持ちながら回ることがしばしばだと思えます。

その際に、さっき申し上げたように、施行期日の問題が出たときに説明として使っていたというのがこのペーパーのようでありまして、私が初めて知ったのは、二月の二十三日に足立議員が資料としてお出しになったんで

すね。そのときに私は初めて、ああ、こういうものがあつたんだということを知って、それで、御指摘のように、内容が不正確だったり不適切だったりするものがあるので、私は、これはおかしいじゃないかということ指摘いたしました。それ以降は、ですから、配付をしていないというふうに私は理解しております。

担当にも聞いていますけれども、このときに初めて表に出てきたわけでありますので、我々としても、これは不適切だということで使用をしなくなったということでありますが、そこからまた二カ月近くたったときに、四月の十六日に民主党の部門会議において厳しい御指摘をいただいたというふうに聞いておまして、その後、四月の二十三日、四月の二十八日、民主党の部門会議で大変厳しく糾弾をされたというふうに聞いておるところでございます。

それで、四月の二十三日には、今度は参議院で共産党の小池先生がやはりこれをお使いになったということでありまして、その後に、四月の二十八日に、今度は民主党の部門会議で津田議員から、正式な厚労省の見解を紙にして出せというふうに御要求がありまして、そこで、今、この下半分に入れていただいていますペーパーをお出ししているということになっているわけです。

私としては、これについて知らなかった局長、部長、それから本人の課長には厳重注意をして、今後こういうことが一切ないようにしてもらわないと困るということは厳しく指摘をしておったところでございます。

○山井委員 ということは、部長と局長は知らなかったということは、派遣法の担当課長が独断でこのペーパー、つまり、大量の派遣労働者が失業するという虚偽のペーパーを課長が独断でつくって国会議員に配付したと。

そんなことが許されていていいんですか。うそのペーパーじゃないですか。

これは、塩崎大臣、担当課長がいつつくって、どの議員に配付したのか、そして、今、これが間違いだ、不適切だったと認められましたが、ということであれば、まいた先の議員に、このペーパーはうそでしたということはちゃんと説明しているんですか。

○塩崎国務大臣 先生、少し極端過ぎるので、これが全部うそだとか、そんなことを言っても余り意味がないと思うんです。私が申し上げているように……（山井委員「結論がうそじゃないか」と呼ぶ）御発言のときは手を挙げてお願いします。

今申し上げているように、やはり不適切な表現があるということは私でも指摘をしているわけでありますから、そこが全部うそだとか何とか言うんじゃないで、だからこそ、この下になっているわけで、これを御比較いただければ、どこが不適切だったかは一目瞭然だと思います。

したがって、繰り返し申し上げますけれども、不正確だったり不適切だったりするところがあるし、誤解を招くようなところもあるので、これを直せということをやったわけでありますが、直す前に、もう使わなかったわけですが、どうしても出せということで民主党の部門会議で御指摘もあり、また共産党からも委員会で取り上げられたので、それでこういうような形で作り直して、本来、施行期日について説明をするとするならば、やはりこういう形の、先生がお配りいただいている下のバージョンでお配りをして説明をすべきだったなというふうに反省をしているところでございます。それはもう率直に反省をしているところでございます。

そういうことで、私が知らないぐらいでありますから、多分、先生方も、与党の先生方も見たこともないというペーパーだったので、適宜、使えるときに使った、使うべきときに使った、そういうことでありましたが、それについて、我々が見ていなかったということは問題だということで厳重注意をした、こういうことでございますので、御理解を賜ればありがたいというふうに思います。

○山井委員 厚生労働省のペーパーというのはそんな軽いものじゃないですよ。このペーパーを見たら、大量の派遣労働者が失業するというペーパーを見たら、この法案を通さないとだめだと普通思うじゃないですか、そんなもの。これは大変な虚偽ペーパーですよ。そんなうそのペーパーを担当課長が配って国会議員にうその説明をすることが許されるんですか。私は、これは法案審議の前提が崩れたと思いますよ、施行日の説明のペーパーがうそだったわけですから。

それに、違法派遣だったら十月からみなし雇用が発動するということですが、違法派遣だったら、みなし雇用を発動するのは当たり前じゃないですか、そういう法律になっているわけですから。違法派遣を取り締まるのが厚生労働省の仕事じゃないんですか。それを、このままいったら違法派遣になるから法改正させてくださ

い。ブラック企業を合法化させる、何で担当課長がブラック企業の言い分を代弁して回っているんですか。おかしいじゃないですか。

塩崎大臣、この派遣法の改正法案、二回廃案になっていますが、九月一日に施行するという説明のためにうそのペーパーを担当課長が配った、このことは大問題ですよ。

塩崎大臣、改めて言います。派遣の労働者が失業する、これが厚生労働省の公式見解なんですか、違うんですか。違うんだったら、うそのペーパーを配ったということですよ。

○塩崎国務大臣 繰り返し申し上げますが、これは、担当課において、施行日の補足資料として作成されたものであり、厚生労働省の公式見解ではございません。

ただ、不適切な表現が、先生今御指摘のようなことがあったので、これはおかしいじゃないかということ、私が知ったのは二月であります。足立先生の御質問のときに初めて知りましたので、そこからは使っていなかったんです。ですから、この与党の皆さんも見たこともないペーパーで、説明に必要なならば使ったことがあったというぐらいのことです。

ただ、先生に今御指摘をいただいたように、これは誤解を招いていますから、したがって、この下の、本来あるべき姿のものに直して、これは衆参の厚生労働委員会のメンバーには全員お配りをさせていただいております。

○山井委員 これは、二枚の比較をしてもらったら、何が違うか。もともとの課長ペーパーでは、「訴訟が乱発するおそれ」となっているんです。こっちでは乱発というのがなくなっているんです、訴訟のおそれになっている。さらに、「派遣事業者に大打撃」とか、「派遣先は迅速に必要な人材を確保できず、経営上の支障が生じる」とか、二十六業務、全体の四二%、約五十万人の派遣の受け入れをやめる可能性がある、これもなくなっているわけですよ。ということは、このペーパーの結論はうそということじゃないですか。

このペーパーを使って与党の法案審査をやっているわけですよ。塩崎大臣、このペーパーをどこに配って、いつ作成して、どういう理由で配ったか、その経緯を全部書面で理事会に提出してください。そうしないと、今も塩崎大臣が認めたように、不適切な、丁寧に言えば不適切、直接言えようそのペーパーですよ。大量の失業者が生じるといううそのペーパーを配って法案審査をした、こんな法案、審議できるはずがないじゃないですか。しっかりと、そして責任の所在を明確にしてください。担当課長が、うそのペーパーを配って、大量の派遣労働者が失業するとうそのペーパーを配ることは、大臣、許されることなんですか、こんなことは。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、これは、うそではなくて、不適切な表現が幾つかあって、こういうことは、使ってもらっては困るということ、私が指摘いたしました。

したがって、誤解があってはいけないと思って、お配りの下半分のものをつくり直して、つまり、法案審議をお願いする厚生労働委員会の先生方にはまず全員にお配りをしましたが、もとの、課長が適宜つくって必要なときだけに配っていたものについては、大量に配ったわけでもなく、与党の先生方も見たことがある人はほとんどいないという程度のございですが、それがたまたま野党の足立先生が資料としてお使いになって、それは多分、説明を受けた際に使われたものとしてお使いになっているんだろうというふうに思うところのございですが。

したがって、何度も申し上げますけれども、この当初のペーパーについては、大変申しわけない限りであるからこそ、この下半分のようなものに、実は使ってはいなかったんですけれども、あえて、つくれ、つくり直せという御指導、御指摘がありましたので、四月につくり直した、こういうこと、ございしますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 今、塩崎大臣は使っていなかったとおっしゃいますが、私はかなり多くの議員から、このペーパーで説明を受けたという話も聞きましたよ。だから、誰に説明に行ったのか、何枚使ったのか、いつつくったのか、しっかり説明してください。

さらに、今回の改正案、九月一日施行ですよ。今五月ですよ。どう考えたって早過ぎるじゃないですか。その理由を、大量の派遣労働者が十月までに失業するからということ、説得した。ところが、そのペーパーはうそだった、不適切だったということは、九月一日に施行する根拠のペーパーが不適切でうそだったということは、その根拠が崩れたじゃないですか。ということは、もう一回この法案審査は、し直さないとだめですよ。

ですから、塩崎大臣、九月一日施行という根拠が崩れたわけですから、もう一回法案審査をゼロから、与党審査

をやり直すべきだと思いませんか。塩崎大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げたように、これは大量に配ったわけではないということで、ですから、与党の先生方も余り知らないということで、もし見たことがある人がいたら手を挙げていただきたいぐらいであります。

そこで、もともと、いわゆる二十六業務に該当するか否かで派遣期間の取り扱いが大きく変わる期間制限の問題点については、民主党政権下の平成二十四年の改正法案の成立時に与野党で共有をされていて、わかりやすい制度とするように検討すべき旨の附帯決議があったわけでありまして。

それに従って今回は法律を改正させていただいて、現行制度のもとでの労働契約申し込みみなし制度が施行された際に生じる派遣先のリスクとか、それに伴い派遣の受け入れをやめる可能性など、経済界の実際の声を聞いた上で、それを踏まえて、この改正案をなるべく早期に国会で御審議いただくことが必要であるということを説明するために補足的に作成し、また、一部使用をされていた。

表現はともかく、何しろ不適切なものがあつたことは、先ほど来、繰り返し認め、なおかつおわびを申し上げているわけでありまして、これについては、私どもとしては、反省を深くしているところでございます。

○山井委員 だから、何枚、誰に配られて、どういう使い方をしたのかということをご報告してください。それが審議の前提です。

さらに、ここに「経済界等の懸念」と書いてあるんですよ。ところが、聞いてみると、配付資料の六ページにあるように、では、労働界はこの一〇・一問題についてどう思っているのかと聞いたら、何と、厚労省は「労働界の認識については、承知していません。」と。実際、労働界に聞いてみたら、一〇・一問題は、違法派遣のところがみなし雇用を発動されるのは当たり前じゃないですかと労働界は言っているわけじゃないですか。

労使の調整をやるべき担当課長がなぜ経済界の言い分のペーパーを、それも虚偽のペーパーを配って与党の法案審査をしているんですか。それによって与党の法案審査が終わった法案というのは欠陥があるわけじゃないですか。はっきり言って、この中でももらっている人を私は聞いていますよ、何人も。

○渡辺委員長 山井君、申し合わせの時間が過ぎておりますので、質疑はやめてください。御協力をお願いいたします。

○山井委員 はっきり言いますが、与党の皆さんもこれはばかにされているんですよ、間違ったペーパーを配られているんですから。大体、与党の皆さんも、大量の派遣労働者が失業というペーパーを見て、変なペーパーだと思わないとだめですよ、こんなものは。

そういう意味では、私は、与野党を超えて、これは国会議員に対する大変な行為であると思います。私たちは厚生労働省を信頼しています。信用しています。だから真剣に向かい合っているんです。ところが、担当課長が不適切なペーパー、はっきり言ってその内容のペーパーを配って法案の根回しをする、そんなことは、国会の歴史上、私は前代未聞だと思います。法案の審議が始まる前に、このことに関してはきっちりと決着をつけていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。